

# 農地の売買・転用には 許可が必要です

用もあるため、十分に注意してください。

## 農地を相続したら

相続等によって農地を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会へ届け出をしなければなりません。届け出は農地の取得日からおおむね10ヶ月以内に行なってください。

## 許可後は必ず登記を

農地の売買・農地転用・生前贈与等について、農地法の許可を受けたが登記地目等が農地になつたままの場合がみられます。許可を受けていながら登記を行っていないと第三者に対しても権利を主張できません。農地法の許可を受けた人は、必ず登記をしてください。

**農地転用とは**  
農地を住宅敷地・駐車場・工場用地・山林などの農地以外の用途に転換することを農地転用といいます。また、一時的に資材置き場等として利用する場合も、転用となります。

## 農業委員会の許可が必要です

次のいずれかを行う場合には、農地法に基づく農業委員会(または県知事)の許可を受けなければなりません。

- 新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸する場合(権利取得者は基準面積30アールが必要です)
- 自分の農地を農地以外の用途に転用する場合



## なくそう無断転用



## 問

各振興事務所振興課または郡上市農業委員会事務局(農林水産部農務水産課内)

□ 67・18335



許可を受けないで農地の転用をした

## 無断転用には厳しい罰則

- 農地を買つたり、借りたりして農地以外の用途に転用する場合

場合は、農地法に違反することとなり、県より工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下(法人にあつては1億円以下)の罰金という厳しい罰則の適